

ふくしまで輝く女性活躍促進事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、ふくしまで輝く女性活躍促進事業業務委託において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

ふくしまで輝く女性活躍促進事業業務委託

3 業務概要

若年女性の県外への転出超過が続く本県において、女性が暮らしやすい県を目指すために、様々な分野に影響を及ぼしているアンコンシャス・バイアスを解消し、アンコンシャス・バイアスによる悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図り、多様性を受け入れ尊重できる県づくりを推進するため、ふくしま女性活躍推進シンポジウムの企画・運営及びアンコンシャス・バイアスエピソードキャンペーンの実施等の業務を行う。

4 業務仕様

別記「仕様書」のとおり。

※具体的な仕様については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

6 見積限度額

15,652千円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）募集要領を公示した日から契約締結までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

(8) その他、福島県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

8 実施要領等の入手方法

本実施要領等については、福島県生活環境総務課のホームページ（※）からダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

※ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>

9 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年4月17日(水)
「質問書」の提出期限	令和6年4月22日(月) 午後5時
「質問書」の回答	令和6年4月24日(水)
「参加申込書」の提出期限	令和6年4月26日(金) 午後5時
「企画提案書」の提出期限	令和6年5月10日(金) 午後5時
審査会	令和6年5月17日(金) (予定)
審査結果の通知	令和6年5月20日(月) (予定)
候補者打ち合わせ	令和6年5月21日(火) (予定)

10 質問の受付等

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年4月17日(水) から令和6年4月22日(月) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」をPDFで添付し、電子メールにより「19 問合せ先等」に提出すること。その後、提出した旨を「19 問合わせ先等」に電話で連絡すること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答方法

受け付けた質問は、令和6年4月24日（水）までに質問事項と回答を併せて福島県生活環境総務課ホームページ（※）に掲載する。質問者情報は開示しないこととする。

なお、質問書の提出がない場合について、その旨の掲載は行わない。

※ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>

11 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書（第2号様式）」をPDFで添付し、電子メールにより「19 問合せ先等」に提出すること。その後、提出した旨を「19 問合せ先等」に電話で連絡すること。

(1) 提出期限

令和6年4月26日（金） 午後5時（必着）

(2) その他

参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

12 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「11 参加申込書の提出」を行った上で、企画提案書等を提出期限までに「19 問合せ先等」へ提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月10日（金） 午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合は、封筒表面に「ふくしまで輝く女性活躍促進事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加者関係書類

(ア) 定款又は寄附行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

(イ) 登記事項証明書（応募申込書を提出した日から3ヶ月以内のもの。写し可。）

法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

(ウ) 法人等概要書（第3号様式）

- (エ) 県税等の滞納がないことの証明書
 - (オ) 業務実施体制書（第4号様式）
 - (カ) 担当者経歴書（第5号様式）
 - (キ) 誓約書（第6号様式）
 - イ 企画提案書（任意様式）
- (4) 提出部数等
- ア (3) アに関する書類：1部（正本1部）
 - イ (3) イに関する書類：7部（正本1部、副本6部）
 - ウ ア・イについて、提出された書類は返却しない。
 - エ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金・旅費の支払は行わない。
 - オ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出用紙
- A4サイズを基本とすること（A3折込可）。

13 企画提案書の記載内容

仕様書に基づき、以下の事項を盛り込んだ企画提案書を作成すること。

また、本業務を円滑かつ着実に遂行できる提案を具体的に記載するほか、イメージ図を添付するなどして、分かりやすい企画提案書の作成に努めること。

【企画提案書の記載内容】

項目	内容
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の趣旨、コンセプト ・期待される効果 等
企画業務	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント・キャンペーン名称 ・イベント・キャンペーン内容 （トークセッション、パネルディスカッション、キャンペーン、独自提案 等） ・情報発信ツール ・誘客に係る広報戦略 ・全体構成
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制、進行管理体制 ・担当者の実務経験 ・会社概要（パンフレット可） 等
業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール 等
事業経費積算	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経費積算 ※本業務に当たり必要と見込まれる経費について、可能な限り細分化し、漏れのないよう記載すること。
類似業務の実績 (該当者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3ヵ年（令和3年度以降）に本県から受注した本業務に技術上類似した業務の受託実績

14 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行うものとする。審査委員会は、企画提案書等を審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

審査会は以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案者に別途通知するものとする。

ア 開催日時及び会場

(7)日時 令和6年5月17日（金）10時00分～（予定） ※詳細は別途通知します。

(4)場所 生活環境部大会議室

イ 所要時間

20分間以内の説明（プレゼンテーション）と10分間以内の質疑を実施する。

(3) 審査項目及び配点（100点満点）

審査項目	配点	評価基準
1 コンセプト	10点	・本業務の目的及び内容を十分に理解したコンセプトになっているか。
2 事業の取組内容		
① ふくしま女性活躍推進 シンポジウムの企画・ 運営に関する提案	15点	・的確かつ魅力的な提案内容となっているか。 ・情報発信手法や来場促進策は効果が期待でき、かつ妥当な方法であるか。
②-1 アンコンシャス・バイ アスエピソードキャン ペーンに関する提案	15点	・的確かつ魅力的な提案内容となっているか。 ・エピソードキャンペーンの実施が効果的であるか。 ・特設サイトの制作及び運営が効果的であるか。
②-2 啓発物の制作に関する 提案	15点	・的確かつ魅力的な提案内容となっているか。 ・啓発物の制作が効果的であるか。
②-3 アンコンシャス・バイ アス解消アクション！ イベントの企画・運営 に関する提案	15点	・的確かつ魅力的な提案内容となっているか。 ・情報発信手法や来場促進策は効果が期待でき、かつ妥当な方法であるか。 ・シンポジウムも含めた一体感が創出されているか。
②-4 アンコンシャス・バイ アスに関する専門講師 によるセミナーの実施に 関する提案	10点	・的確かつ魅力的な提案内容となっているか。 ・セミナーの実施が効果的であるか。

3 業務の実施体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。 ・ 業務スケジュールは適切か。 ・ 事業実施責任者は、責任者として必要な知識、経験等を有し、指導、管理能力の高い者であるか。 ・ 提案全体について、円滑な運営が期待でき、かつ手法は妥当であるか。
4 事業費の妥当性	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の積算は、事業を実施する上で効果的、かつ適切な計上となっているか。

- ・ 各審査項目の評価内容に基づき、各審査委員の採点数の合計を算出し、採点数の合計が最も高かった者を業務委託予定者（随意契約の予定者）とする。
- ・ なお、審査委員の採点数の合計が、満点（審査委員数×100点）の6割以上である事業者を「業務委託予定者」とする。

15 審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和6年5月20日（月）（予定）
- (2) 発表方法：申請者に対し書面で通知するとともに、県ホームページにおいて公表する。
- (3) そ の 他：審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

16 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算が見積限度額を超過しているもの。

17 契約手続

- (1) 福島県は本業務に関して最も優れた提案を行った者と仕様書等の協議及び福島県財務規則に基づく契約交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約締結を行わない。
- (2) 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

18 その他

- (1) 採用した作品等の権利は福島県に帰属する。
- (2) 本業務として作成した各種コンテンツは、県ホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) プロポーザルで提案のあった規模を下回することはできない。実現可能な提案とすること。企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資材の調達や印刷物の制作等においては、可能な限り県内事業者を利用するように努めること。

19 問合せ先等

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎10階）

福島県生活環境部男女共生課 岡部

電話：024-521-7188 FAX：024-521-7887

E-mail：danjo@pref.fukushima.lg.jp